

○広島大学大学院たおやかで平和な共生社会創生プログラムにおける招へい教授等の称号授与に関する申合せ

平成 26 年 3 月 14 日

たおやかで平和な共生社会創生プログラム会議承認  
広島大学大学院たおやかで平和な共生社会創生プログラムにおける招へい教授等の称号授与に関する申合せ

(趣旨)

第 1 この申合せは、広島大学大学院たおやかで平和な共生社会創生プログラム運営内規(平成 26 年 3 月 14 日たおやかで平和な共生社会創生プログラム会議承認。以下「内規」という。)第 14 条第 2 項の規定に基づき、広島大学大学院たおやかで平和な共生社会創生プログラム(以下「たおやかプログラム」という。)における招へい教授及び招へい准教授(以下「招へい教授等」という。)の称号授与に関し必要な事項を定めるものとする。

2 招へい教授等の称号授与は、広島大学招へい教授等規則(平成 24 年 7 月 24 日規則第 117 号)の定めるところにより行うものとする。

(目的)

第 2 招へい教授等の称号授与は、海外の大学その他教育研究機関等(以下「海外の大学等」という。)と連携を図り、その教育研究者等をたおやかプログラムに迎えることにより、たおやかプログラムの教育研究の進展及び充実に寄与することを目的とする。

(資格等)

第 3 招へい教授等の称号は、海外の大学等に所属している有識者で、特に優れた教育研究業績を有するもののうち、次の各号のいずれかに掲げる役割を果たすと認められるものに対して授与するものとする。

(1) たおやかプログラムの教育研究活動における国際的な連携構築のための協力又は助言

(2) たおやかプログラムが開催するセミナー等への参加その他たおやかプログラムの教育研究活動への協力

(称号授与期間等)

第 4 招へい教授等の称号は、たおやかプログラムに 1 月以上招へいする者に授与するものとする。

2 招へい教授等の称号は、称号を授与する日の属する年度の範囲内で、期間を定めて授与するものとする。ただし、特に必要があると認めるときは、当該期間を更新することができるものとする。

(申請)

第 5 たおやかプログラム担当者は、新たに招へい教授等の称号を授与しようとするときは、招へい教授等称号授与申請書(別記様式)をプログラム責任者に提出するものとする。

(選考手続)

第 6 招へい教授等の選考は、企画会議において候補者の選考を行い、プログラム会議の議を経て、学長に推薦するものとする。

附 則

この申合せは，平成 26 年 3 月 14 日から施行し，平成 25 年 10 月 1 日から適用する。

(制定理由)

広島大学大学院たおやかで平和な共生社会創生プログラム招へい教授等の称号授与に関し必要な事項を定めることとするため。

別記様式第1号(第5関係)

招へい教授等称号授与申請書

平成 年 月 日

たおやかで平和な共生社会創生プログラム責任者 殿

所 属

氏 名

(※たおやかプログラム担当者)

印

下記のとおり招へい教授・招へい准教授の称号を授与したいので申請します。

記

1. 称号を授与することを希望する者の所属機関の名称・職名・氏名
2. 称号の区分(招へい教授・招へい准教授)
3. 称号授与を希望する理由及び本プログラムに期待される効果
4. 授与する期間  
平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
5. 本学の教授(准教授)と同等以上の資格があると認められる書類
6. その他参考事項

《参考》

(役員会) 別紙 1

別紙 1 - 1

議 事 1 招へい教授等の称号授与について

提案・説明者 学長

1. 提案理由

海外から招へいする有識者で、本学と雇用関係のないものに授与できる称号を新たに設けたいため。

2. 提案内容

○本学と雇用関係のない海外の有識者で、特に優れた教育研究業績を有し、本学の教育研究の進展に寄与するものに授与できる新たな称号「招へい教授(准教授)」を提案する。

○本学には、広島大学客員教授等規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 116 号)に基づく「客員教授(准教授)」という称号があるが、授与するための資格として、本学において契約職員又は非常勤職員のいずれかの就業規則に基づき雇用され、引き続き 3 月以上教育研究へ従事することが条件となっているため、雇用関係がない場合でも授与することができる新たな称号を設ける。

○選考については、招へいする部局等の推薦があったとき、又は候補者があるとき、役員会の議を経て、学長が行うものとする。

○規則案は、別紙 1-1 のとおり。

○英文表記は、「Invited Professor(Associate Professor)」とする。  
(参考)客員教授(准教授)・・・「Visiting Professor(Associate Professor)」

○本件については、平成 24 年 7 月 17 日開催の教育研究評議会において承認を得ている。

○本日承認になれば、本日付けで制定・施行する。

3. 承認の有無【学長】

広島大学招へい教授等規則を次のように定める。(案)

平成 年 月 日

広島大学長 浅原 利正

平成 年 月 日規則第 号

広島大学招へい教授等規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学学則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 1 号)第 28 条の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)における招へい教授及び招へい准教授に関し必要な事項を定めるものとする。

(資格等)

第 2 条 本学は、海外の大学等に所属している有識者で、特に優れた教育研究業績を有し、本学の教育研究の進展に寄与するものに対し、次に掲げる区分により、招へい教授又は招へい准教授の称号を授与することができる。

(1) 招へい教授 本学の教授と同等以上の資格があると認められる者

(2) 招へい准教授 本学の准教授と同等以上の資格があると認められる者

2 招へい教授又は招へい准教授の称号は、称号を授与する日の属する年度の範囲内で、期間を定めて授与するものとする。ただし、特に必要があると認めるときは、当該期間を更新することができる。

(選考)

第 3 条 招へい教授及び招へい准教授の選考は、当該者を招へいする部局等の推薦があったとき、又は候補者があるとき、役員会の議を経て、学長が行う。

(通知)

第 4 条 学長は、招へい教授又は招へい准教授の称号を授与するときは、文書にその旨記して本人に通知するものとする。

(事務)

第 5 条 招へい教授及び招へい准教授の称号授与に関する事務は、財務・総務室人事グループにおいて処理する。

附 則

この規則は、平成 年 月 日から施行する。

(制定理由)

招へい教授及び招へい准教授の称号の授与に関し、必要な事項を定めることとするため。